

「第 16 回高知県 CO2 木づかい固定量認証専門委員会」議事録

日 時：平成 26 年 9 月 11 日(木) 13:30～16:15

場 所：一般社団法人 高知県山林協会 1F 会議室

出席者：委員長 小林 紀之（日本大学大学院法務研究科客員教授）

委 員 川田 勲（高知大学名誉教授）

松岡 良昭（一般社団法人 高知県木材協会 専務理事）

佐竹 一夫（こうち生活協同組合 代表理事）欠席

事務局 小松句美、三好一樹、宇久真司、二宮美帆（以上、環境共生課）

谷脇勝久（以上、木材利用推進課）、吉川聖真、森本祐平、川竹尚美

1. 開会

（事務局：小松課長）

お忙しいところお集まりいただき感謝する。本日は、高知県 CO2 木づかい固定量認証専門委員会の第 16 回目、今年度 1 回目の会合である。今回の委員会は、佐竹委員は所用の為、欠席となる可能性がある。本日の委員会では、11 件の案件についての審査をお願いする。ここからの進行は、小林委員長をお願いする。

（小林委員長）

進行役を努めさせていただく。事務局から説明があったように、11 件の証書発行案件について審査する。この審査を受けて証書が発行されるので、各委員の忌憚のない意見ををお願いする。整理している資料に沿って進めて行きたいと思うので、事務局から説明をお願いする。

2. 協議事項（1）経過報告（報告事項）

（事務局：二宮）

経過報告について説明する。前回の委員会では、7 件の個人住宅、4 件の木製品の合計 11 件について審査・認証した。認証された証書は、全て申請者に交付した。

前回までの認証専門委員会における意見を踏まえ、本年 8 月 14 日付けで高知県 CO2 木づかい固定量認証制度運営要綱等を改正したので報告する。

—————資料参照—————

次に証書発行状況について説明する。8 月 21 日現在の受付件数 175 件、証書発行件数は 162 件。今回は、個人住宅 7 件、木造公共建築施設 4 件について審査していただく。

（川田委員）

県外での加工についての原則という場合の考え方は、具体的にどの様に考えているのか。

（事務局：宇久）

原則的に県内で加工出来ない（技術的に無理）場合は認めるが、コスト面の理由では認めない。

（川田委員）

全く、県外や海外を認めないということではないということか。

（事務局：宇久）

そのとおり。ただ、海外の場合は確認が取りにくい。

(川田委員)

海外という記載があったとおもうが。

(事務局：二宮)

旧様式から記載されていた。海外という記載は次回、削除する。基本的に海外は認めない。

2. 協議事項（2）証書発行の審査（11件）（審査事項）

(事務局：森本)

協議事項(2)「証書発行案件の審査」について説明する。今回審査する 11 件の内訳は、「高知県産材住宅ローン」3 件、「土佐の木の住まい普及推進事業」4 件、「木造公共建築施設」4 件。

「固定量認証審査資料」として、個人住宅には申請書、県産材使用証明書、納品書、県産材使用材積量計算書等、チェックリストを添付している。公共建築施設には申請書、出荷証明書、完成写真、県産材使用材積量計算書等、チェックリストを添付している。審査方法は、個人住宅 1～3 と 4～7 に分けて説明し、その後、公共建築施設 8～11 について説明する。

案件 1～3 について説明する。

—————資料参照—————

(小林委員長)

案件 3 は、梶原町の材を購入している。どの様な経緯で梶原町の材が使用されたのか。施主の希望か。

(事務局：小松)

「土佐の木の住まい普及推進事業」というのがあり、土佐材の利用パートナー企業に登録している工務店が購入している。

(事務局：宇久)

「土佐の木の住まい普及推進事業」の昨年度の実績は 113 件。パートナー登録企業数は累計 62 社。

(川田委員)

実績から見ると「土佐の木の住まい普及推進事業」で建築した住宅は多いが、申請件数はそれほど多くない。施主が証書の発行を希望しないということか。

(事務局：宇久)

施主に制度の紹介はしているが申請には至っていない。引き続き制度の普及啓発を行い、申請案件が増えるように努める。

(川田委員)

CO2 木づかい固定量認証制度が高知県産材をより有効に活用し推進していく役割になればよい。県外で益々制度が普及し、県外での高知県産材の需要の拡大に結び付いていくという方向に進んでいけばいいと感じる。

(事務局：宇久)

もっと、環境に意識していただいて、こういったことを取り組んで頂くように、事務局としてもプッシュしていきたい。

(小林委員長)

「土佐の木の住まい普及推進事業」のパートナー企業は 62 社。そこに対して、どういう風に我々がアプローチし申請していただくのか。いま現在、どの様なアプローチを実施しているのか。

(事務局：宇久)

アプローチしていないことはない。木材産業課を通じて紹介はしているが、中々浸透していないのか、申請自体が伸びていないのが現状である。

(小林委員長)

納材業者及びパートナー企業の両方にアプローチしてはどうか。木材産業課とよく打合せをし、連携をとっていただきたい。

(事務局：三好)

仮に、毎年 100 件の申請があり、1 件あたり 10m³ 以上の県産材の使用があった場合、単純に計算して 1000m³ の県産材が県外で使用される。納入事業者も建築事業者の方も、アピールする場があってもいいのかなとおもう。それが、固定証書とメリットと結び付けば、いま以上に固定証書の申請をしてくれる施主が増える可能性もあるので、そのあたりは、戦略として木材産業課を含めてこれから色々と工夫をしていきたい。

(事務局：森本)

続いて、案件 4～7 について説明する。

—————資料参照—————

(松岡委員)

CO₂ 固定量の端数処理（小数点第二位切捨て）の記載は、要綱等に記載されているのか。証書の記載は、第一位となっている。

(小林委員長)

案件 7 の CO₂ 木づかい固定量が 28,9t・CO₂ で、小数点第二位以下を切捨てているので、その分を損しているのではないかということか。制度では、規程類で決めているのではないか。

(事務局：三好)

有効数字について計算式、仕様書でどの様に定めているのか、今回を含め委員会の中で議論になっていたかもしれないので、少し預からせて頂き確認する。以前、議論した記憶もある。木材使用明細書で小数点以下 6 桁までご記入しているものをどこかで切捨てて計算するというルール化をしていたかもしれない。この件については、次回委員会を待たず早いうちに内容を確認し、各委員に報告させていただく。

(事務局：宇久)

必要であれば、明文化するという形で記載すれば解かりやすいので、その辺も含めて一時預からせていただく。

(小林委員長)

各委員、意義はないか。

(各委員)

異議なし。

(事務局：森本)

続いて、案件8～11について説明する。

資料参照

(松岡委員)

案件8から10は、製材業者で集成材加工までしたということだが、私の知っている限りでは集成材設備はない。別から納入しているのではないか。

(事務局：宇久)

私が推察するに、四万十町森林組合で加工されたのではないか。

(川田委員)

自分が加工したという部分で、自分の工場で機械を持って集成材を作るというイメージと、自分がどこかの賃加工の工場に出して、やったというのも自分のところでやったという可能性としてはあるとおもう。例えば、加工技術を持っていなくて県外で加工した場合はどうなるのか。

(小林委員長)

従来であれば、県外で作った集成材は対象としていない。

(川田委員)

原則論ではないが、県産材を県外で加工して持って帰ってくるのは、原則OKではないか。

(事務局：宇久)

運営要綱では県内で製材したという形で定義されているので、それを元という形で実施していきたいと考えている。

(松岡委員)

四万十町森林組合で集成材加工されていれば問題ない。

(事務局：宇久)

その場合は問題ない。その辺はもう一度確認しないといけない。

(小林委員長)

事務局は、この製材業者にどの様に確認したのか。

(事務局：二宮)

業者に電話し社長に確認した。社長に集成材はどこで加工したかと聞いたところ、そんなに材積が多くないので、自社で加工したと聞いた。

(小林委員長)

設備が有るかについては確認していないのか。

(事務局：二宮)

確認してない。

(小林委員長)

材積の量に限らず、集成材加工をする場合はかなりの設備がないと加工できない。

(川田委員)

公共施設の場合は、集成材の問題でかなりウエイトが高くなるとおもうので、今後、どの様にするか考えておく必要がある。高知県の場合は、複雑な加工設備が極めて弱いので、どうしても県外に依頼する可能性がでてくる。要綱で規定されているのでダメとするのか、実態から判断す

るのか、状況によって仕方ないと感じる。また、同じ県内でも隣接する市町村によって状況が変わってくる。

(事務局：宇久)

そういう意味では、先程の木製品の様に技術的に無理な場合はという解釈で実施したい。

(小林委員長)

要綱からいくと、県産材とは県内で製材された国産の木材。加工については記載してない。加工をどこで行ったかが問題になる。集成材の単板を県内で製材する。ただし、集成材にする圧着する加工は、賃加工として県外で製材してもよいとする。あくまで賃加工的な話。

(事務局：三好)

木製品については、製造となっているので最終加工までは県内で、どうしても出来ない部分は県外でということで認めていただいた。県産材ということであれば、製材はあくまで県内でおこなう。例えば CLT についても、今後、多くの CLT として出荷する為には、県外での加工もあり得る。

(小林委員長)

CLT の加工は、県内で行っているのか。

(事務局：谷脇)

現在、CLT の加工は全て岡山県。

(川田委員)

少し文言を変更してでも、多少は断続的に対応していくようにし、判断が難しい物については、その時の委員会の審査によって審議してはどうか。

(小林委員長)

文言では、ガチガチに縛られているので、要綱を改正してはどうか。県産木材の中に、木製品の箇所に記載している「但し」書き以下を記載するかどうか。

(事務局：宇久)

あくまで、高知県内で製材されたと判断すれば、今のままでよいとおもう。

(川田委員)

集成材を作る過程までを県内に限定すると、非常に制約される。

(小林委員長)

要綱は記載も修正もせず、委員会での共通認識とするか。

(松岡委員)

大豊製材の宿舎に使用した CLT 木材は、高知県内の木材が原料か。

(事務局：谷脇)

県産材である。製材は県内業者が行い、CLT パネルの加工のみ岡山県で行っている。

(川田委員)

変に CO2 の認定の申請を制約しない方がよい。出来るだけ門戸を広げ申請しやすくした方がよい。

(小林委員長)

集成材と CLT 材に使用を睨んで、今後、要綱を改正するかどうか。

(川田委員)

要綱を早急に改定する必要はないと考える。CLT が一般化するまでに改定すればよいのではないかな。

(小林委員長)

集成材の場合は接着剤を大量に使用すると、体積が大きくなるので、その分を引かないといけない。今回の集成材については、接着剤の部分を考慮しているのか。

(事務局：宇久)

考慮してない。

(小林委員長)

今まで、集成材の案件は申請がなかったか。

(川田委員)

今まで、特に意識してなかった。

(小林委員長)

集成材は、ラミナーは県内で製材したものは認める。その方向性は問題ないかな。

(各委員)

問題ない。

(小林委員長)

それを、どういう形で要綱に入れるのか、入れないのか。更には、接着材部分についてどうするか。それを今回、決めるか。方向性は、入れるということにして、原板は県内で行い加工は県外でも OK とするか。

(事務局：宇久)

方向性はそれでいていただきたい。

(川田委員)

県産材を高知県から木材を持って行って、集成材業者が製材を買ってきてもダメということか。例えば、高知県の製材業者から集成材業者が原料を購入し、その製品を高知県の建築業者が購入して納材した場合は、高知県で加工されたということが証明される。この場合、一旦、商品の権利が移ったら対象とならないのか。

(小林委員長)

それは認められないとおもう。長野県の場合は、合板の工場が県内にない。県産材を持って行って、確実に県産材を持って帰ってくる。あくまで賃加工。

(川田委員)

この件については、事務局で要綱を変える必要があるのか、ないのか。変更しなくて、委員会の共通認識とするのかどうか確認してする。今は、原則論だけでいい。

(事務局：宇久)

文言も含めて検討する。

(小林委員長)

具体的に言うと、要綱「第2条(6)」を修正するのか、しないのか。どういう形で修正するのか。少なくとも、今回の議事録には少なくとも方向性は認める。ただし、県内での原板でラミナーに限る。県外に持って行って賃加工した場合はどうするか検討する。

(事務局：宇久)

そしたら、一旦、事務局で検討する。文言も含めて、次回の委員会までとなると、次回委員で案件の申請があった場合に、要綱上で整合性が取れなかったら困るので、一旦事務局案を作成し各委員に報告する。意見があれば、電話及びメールで連絡頂ければとおもう。それでよいか。

(各委員)

問題ない。

(川田委員)

案件 8 から 10 は、この製材業者が加工したか定かでないので、もう一度確認してはどうか。

(事務局：宇久)

了解した。加工設備についても、確認してみる。

(松岡委員)

設備については、木材協会でも把握しているので、確認してみる。

(川田委員)

案件 9 と案件 10 の延べ床面積は同程度だが、使用材積が 16m³ も違うのはどういう関係か。

(事務局：二宮)

四万十市に確認した結果、案件 10 は間柱の一部に県産材を使用。案件 9 は全て鉄骨であることを確認している。

(小林委員長)

今後は、もう少し我々が理解出来る資料、写真を揃えて頂きたい。

(事務局：宇久)

公共建築施設については、算定に必要な樹種および材積が確認できれば、納品書の提出は不要になっている。正直、どこまで書類を提出して頂ければよいか。事務局としては、明細書を提出して頂くと解かりやすい。ただし、資料が大量になることは避けた方がよい。

(小林委員長)

それは避けた方がよい。

(川田委員)

あまり詳しく出されても資料が多くなるだけ。基本的に、分かれば問題ない。

(小林委員長)

いずれにしても、沢山の資料は必要ない。委員会で意見が出そうな事を電話で確認するだけでもよいので、委員会で回答できるようにしてもらおうとありがたい。

(事務局：宇久)

了解した。

(小林委員長)

案件 1 ～11 については、承認してよいか。

(各委員)

異議なし。

2. 協議事項（3）その他

（事務局：宇久）

次回の委員会は、申請案件数によるが目途として来年1月か2月の開催を予定している。

（小林委員長）

「土佐の木の住まい普及推進事業」の申請案件が増えるように努力してもらいたい。

（事務局：宇久）

了解した。

（小林委員長）

情報提供させて頂く。

—————資料参照—————

高知県では、土木用材は認定対象になっているのか。

（事務局：三好）

現在のところ、対象となっていない。

（小林委員長）

是非、対象にしてもらいたい。

毎年一回、みなとモデルのイベントがある。イベント内容は制度の説明会および製品の展示会。

今年は10月17日（金）に開催されるので、是非、東京事務所からは参加して頂きたい。

続いて、木材利用推進課から情報提供をお願いします。

（事務局：谷脇）

高知県の現在の取組について、簡単に情報提供する。

—————資料参照—————

昨年7月に、CLT 建築推進協議会を設立した。現在、最も進んでいるプロジェクトは県森連事務所ビル。現在、設計に入っており、部材を高知大学、大分大学ほか各大学の実験室の協力を頂いて実際の部材を全て作成して試験室で破壊している。そのデータを全て蓄積して、林野庁等に情報提供しながら、CLT に関する法令整備の促進に繋げようということで取組んでいる。事業としては、国費および県費を使っている。県森連ビルについては、模型まで完成。実際の建築にはそれぞれの部材に関して、法令整備が出来ていないので、全て一軒毎の物件で国土交通大臣の特任を取らないと建築できない状態。まだ一般化ではないが、それぞれの部材の強度を測定して特任を取って建築するという手順になっている。ですので、コストは割高になる。国の方も今年の3月にやっと動き出した。平成28年度に向けて色んな CLT に関する色んな整備を行うということを国会で表明している。高知県等においても、6年後のオリンピックを目指してのギリギリの法整備になるのではないかと。ここ数か月で色んな県で CLT 協議会が立ち上りだした。国が3月に表明した事もあり、色んな状況を見ながら、高知県が昨年7月に立ち上げた時は、一人ぼっちだったが、現在は色々な県で立ち上っている。愛媛県でも先月、CLT 推進協議会が立ち上がった。これから、ある意味工場誘致も含めて競争が激化するという状況である。高知県の場合は、実際に CLT の物件があるので、その辺の先行性を活かしながら、高知県を先頭に進めたいとおもっている。

（小林委員長）

CO2 固定認証と CLT を結び付けて行っていただきたい。

(事務局：谷脇)

努力する。各方面に説明する為に色々なパターンの資料は作成している。

(川田委員)

2020年の東京オリンピックに対して、高知県ではどのような働きかけをしているのか。

(事務局：谷脇)

現在は、オリンピックの準備室、国、国会議員、東京都等に要望活動を行っている。実際には、CLT パネル工場がないので、特に林野庁にはパネル工場の誘致について要望を行っている。

(小林委員長)

オリンピックに県産材を使って頂くことを、CLT と併せて行っているということか。

(事務局：谷脇)

そのとおり。CLT を入口としながら話をしているが、全ての施設について CLT の話をしていくわけではない。

(川田委員)

いま現在は、CLT の建設は一軒毎に国土交通省に許可を取らないといけないということだが、どういう法整備が出来ると、今後、自由に建築できるのか。

(事務局：谷脇)

部材その物の強度等の基準がない。木材では色々な箇所に基準がある。CLT には全くないので、そのデータを高知県は提供している。

大豊町の CLT 宿舎は基準ではないが、外観は仕方ないが、内装に全く木が見えていない。防火の関係で、日本は防火基準が高く厳しいので、全く木が見えない。折角、使用したのに見えないという状況になりますので、せめて内装材では少し見える様な形に出来ないかということも検討している。

(小林委員長)

その他、質問等はないか。

(各委員)

特になし。

(事務局：宇久)

本日、認証頂いた案件については、順次確認をおこない証書を発行する。

以上で、審議を終了する。長時間の協議、ありがとうございました。

以上